

# 富山県トップアスリート支援事業費補助金交付要綱

令和7年4月1日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、富山県トップアスリート支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

**第2条** 知事は、オリンピック大会等を目指し、日頃精進をして厳しい練習に取り組み、全国や世界の檜舞台で活躍する本県の日本代表選手や年代別日本代表(以下「トップアスリート等」という。)を支援するため、トップアスリート等が行うスポーツ活動等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付の補助対象経費及び補助率等)

**第3条** この補助金の交付の対象経費(以下「補助対象経費」という。)及びこれに対する補助率、並びに対象活動(以下「補助対象活動」という。)、対象者(以下「補助対象者」という。)は、別記1、2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書を別に定めるところに従い、知事に提出するものとする。

(交付条件)

**第5条** 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(軽微な変更)

**第6条** 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業費の20パーセント以上の変更をすること。なお、科目の内訳変更においてはこれに含まない。

(交付の決定)

**第7条** 知事は、第4条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

**第8条** 知事は、補助対象活動の遂行に必要であると認めた場合は、補助金の概算払をすることができる。

(補助活動の遂行)

**第9条** 補助対象者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、補助活動を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(交付の決定の取消等)

**第10条** 知事は、次の各号に該当する場合は、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象者が、補助金を補助対象活動以外の用途に使用した場合
- (2) 補助対象者が、補助対象活動に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合
- (3) 補助対象者が、世界ドーピング防止規程又はスポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドラインを遵守していないと認められる場合
- (4) 補助対象者が、その他この要綱に違反した場合
- (5) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

(補助金の返還)

**第11条** 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象活動の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前条の規定による補助金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。

(実績報告)

**第12条** 補助対象者は、補助活動が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度末(3月31日)のいずれか早い日までに、補助活動実績報告書を別に定めるところに従い、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

**第13条** 知事は、補助対象期間終了後、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。